

Q 届出書検索サービス

届出書検索サービス > ひとり親、ひとり親家庭の児童及び父母のない児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

ひとり親、ひとり親家庭の児童及び父母のない児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1.執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2.都道府県名	福岡県
3.市区町村名	北九州市
4.届出番号	8
5.独自利用事務の事例番号	57-1:ひとり親等の医療費助成に関する事務

1.準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	ひとり親、ひとり親家庭の児童及び父母のない児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		北九州市個人番号の利用に関する条例（平成27年1月21日条例第56号）別表第1第8の項 ひとり親、ひとり親家庭の児童及び父母のない児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法（昭和三十六年十一月二十九日法律第二百三十八号）第1条	北九州市ひとり親家庭等医療費支給要綱
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、（父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の（福祉の増進）を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、（ひとり親、ひとり親家庭の児童及び父母のない児童）の（健康の向上と福祉の増進）を図るため、これらの者の疾病又は負傷に係る医療費の支給に際し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		北九州市ひとり親家庭等医療費支給要綱

2.準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
①根拠規定	(1)法定事務 番号法別表第二主務省令31条項1号	(2)独自利用事務 北九州市ひとり親家庭等医療費支給要綱第5条第2項
事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	北九州市ひとり親家庭等医療費支給要綱第5条のひとり親家庭等医療受給資格登録申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条項1号	北九州市ひとり親家庭等医療費支給要綱第3条第2項第3号、第4号、第5号、第6号、第7号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条項1号	北九州市ひとり親家庭等医療費支給要綱第8条第3項
②情報提供者	内閣総理大臣	内閣総理大臣
③提供を求める特定	公的給付支給等口座登録簿関係情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報

個人情報		
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号:	北九州市ひとり親家庭等医療費支給要綱第3条第1項第1号
②情報提供者	法務大臣	法務大臣
③提供を求める特定個人情報	戸籍関係情報	戸籍関係情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号~	北九州市ひとり親家庭等医療費支給要綱第3条第1項第1号、第5条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	北九州市ひとり親家庭等医療費支給要綱第5条第2項
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	北九州市ひとり親家庭等医療費支給要綱第5条のひとり親家庭等医療受給資格登録申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号~1	北九州市ひとり親家庭等医療費支給要綱第3条第1項第3号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号~2	北九州市ひとり親家庭等医療費支給要綱第3条第1項第3号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号~3	北九州市ひとり親家庭等医療費支給要綱第3条第1項第3号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号~4	北九州市ひとり親家庭等医療費支給要綱第3条第1項第3号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号~5	北九州市ひとり親家庭等医療費支給要綱第3条第1項第3号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
備考		

番号条例・根拠規範

[【届出 番号条例】北九州市個人番号の利用に関する条例\(平成27年12月21日条例第56号\)_20240527.pdf](#)[【届出 根拠規範】北九州市ひとり親家庭等医療費支給要綱.pdf](#)

届出情報

独自利用事務の対象者	ひとり親、ひとり親家庭の児童及び父母のない児童
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年12月21日

保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	32
保護評価書の名称	北九州市 ひとり親家庭等医療費支給に関する事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E5%8C%97%E4%B9%9D%E5%B7%9E%E5%B8%82&ev_name=%E3%81%B2%E3%81%A8%E3%82%8A%E8%A6%A9%E5%AE%B6%E5%BA%AD%E7%AD%89%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E6%94%AF%E7%85%A6%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%BA%8B%E5%8B%99&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&pn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=1&opn_date_from_month=10&opn_date_from_day=16&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=5&opn_date_to_month=1&opn_date_to_day=16&count=20

[PDFダウンロード](#)[戻る](#)

Copyright © 2025 Personal Information Protection Commission, Government of Japan All Rights Reserved.